

静岡市立図書館雑誌スポンサー制度に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する雑誌カバーの広告作成及び当該雑誌の寄贈について、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（定義）

第2条 この協定において雑誌スポンサー制度とは、甲が雑誌カバーに使用する広告及び当該雑誌を次条の規定により乙が甲に寄贈するものをいう。

（雑誌カバー広告の作成及び雑誌の寄贈）

第3条 乙は、以下の雑誌の雑誌カバー広告を作成し、当該雑誌を甲に寄贈するものとし、甲は、これを受領し、甲の図書資料に使用するものとする。

番号	提供雑誌名	提供先の図書館名

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。

2 乙は、期間満了の3月前までに書面による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（広告の表示）

第5条 乙は、雑誌カバーに乙の広告を表示し、又は広告を表示する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告主の広告を表示することができる。

2 雑誌カバーに表示することができる広告は、広告主が静岡市広告掲載基準（平成23年5月11日施行。以下「掲載基準」という。）第4に掲げる業種又は事業者に該当しないものであり、かつ、広告の内容が掲載基準別表第1に掲げる項目に該当しないものであって、あらかじめ静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）により設置した静岡市広告審査会の審査を経て甲が承認したものとする。

（広告の規格等）

第6条 広告の規格、仕様、納期、納入方法及び納入場所は、別紙仕様書に定めるところによる。

（雑誌の瑕疵に対する責任）

第7条 乙は、雑誌に瑕疵があるときは、乙の負担によりこれを回収し、代替の雑誌を甲に提供するものとする。

(広告の内容についての責任)

第8条 乙は、雑誌カバーに表示された広告（以下この条及び次条において「広告」という。）に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の表示までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。

3 乙又は広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して甲において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、前3項に規定する広告主の責任及び次条に規定する広告の使用の中止について、第5条第1項に規定する乙と広告主との間の広告の表示に係る契約に定めなければならない。

(使用の中止)

第9条 甲は、広告の内容、デザイン及び雑誌スポンサーの業務が法令（静岡市の条例、規則等を含む。以下同じ。）に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの協定に違反すると認めたときは、雑誌カバー広告の全部又は一部の使用を中止することができる。

2 乙は、前項の規定により使用を中止した雑誌カバー広告を乙の責任により回収しなければならない。

3 前項の規定により雑誌カバー広告の使用が中止され、乙又は広告主に損害が生じても、甲は一切その責めを負わないものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 甲又は乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後においても、同様とする。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この協定を解除することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（2）前号に定める場合のほか、乙がこの協定の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議してこの協定を解除することができる。

3 第1項の規定により、この協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

4 第1項の規定により、この協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切その責めを負わない。

5 第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、甲は、既納の雑誌を返還しないものとする。

（変更の報告）

第13条 乙は、その名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

（有効期間経過後の取扱い）

第14条 この協定の有効期間が経過した後も、雑誌の所有権は、甲に帰属するものとする。

（管轄する裁判所）

第15条 この協定に定める広告表示に関する訴えの提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（市長への報告等）

第16条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 ○○ ○○

静岡市○○区○○○○

乙 ○○○

代表取締役 ○○ ○○